

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（以下「世帯主」という。）に対し、令和6年4月3日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、請求人がその取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

#### 1 理由付記不備

本件処分の理由付記欄には、特別障害者手当を認定する旨しか記載がない。これでは、どのような事実関係に基づきどのような法令等を適用したのか不明であり、これを許容したのでは理由付記の趣旨に反する。

#### 2 福祉的給付金の特例的取扱い

特別障害者手当金額を収入認定しているものと思われるが、東京都では、既に17,000円までの福祉的給付金の特例的取扱いを行っているにもかかわらず、本件処分において一切適用していない。

特別障害者手当は法律上の制度であるものの、その支給主体は市町村であり、次官通知（後記第6・1・(3)）では、条例に限るとの記載もなくかつ、条例等と幅をもたせているから、次官通知の適用を否定することは困難である。

また、請求人は〇〇区難病福祉手当及び特別障害者手当が重複して

支給されており、福祉的給付金が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とする認められる場合に該当するにも関わらず、厚生労働大臣に情報提供していない。

「同一人に対しアの（ア）から（カ）までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由」が認められる場合には情報提供が義務化されている。

### 3 法80条の検討不尽

処分庁は、返還請求を行うに当たって、法80条の規定による前渡した保護金品の全部又は一部の返還の免除の可否についても検討すべきであったのに、これを行っていない。また、この検討において、処分庁は、返還請求が請求人の自立に与える影響を考慮すべきであるにもかかわらず、そのために必要な調査を行ってこの点の考慮を尽くしたとは認め難い。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月18日	諮問
令和7年 10月22日	審議（第105回第2部会）
令和7年 11月17日	審議（第106回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和3

8年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入申告

法61条は、被保護者は収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならぬとしている。

(3) 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(ア)は、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。))については、その実際の受給額を認定すること」とし、同・(3)・ケにおいて、心身障害児(者)、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者1人につき8,000円以内の額(月額)については、収入として認定しない取扱いが定められている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・2・(6)・アは、次官通知第8・3・(3)・ケに掲げる金銭の取扱いについては、次によるとし、社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次の(ア)から(カ)に掲げる金銭であるとしている。

- (ア) 心身障害児(者)の福祉を図るために支給される金銭
- (イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭
- (ウ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭
- (エ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(オ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(カ) (ア) から (オ) までに掲げる金銭に準ずるもの

また、同・イは、上記 (カ) に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対し上記 (ア) から (カ) までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供することとしている。

なお、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集 2017」(以下「運用事例集」という。) 第7-25 (答) は、福祉的給付金の特例的取扱いについて、都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的取扱いの承認を受けているとしている。

#### (4) 返還免除

法80条は、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとしている。

なお、上記のやむを得ない事由があると認めるときとは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であるとされている(「改定増補生活保護法の解釈と運用(復刻版)」828頁)。

(5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集による上記取扱いは、次官通知及び局長通知における福祉的給付金の特例的取扱いについて具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

## 2 本件処分について

請求人は、特別障害者手当の受給資格の認定を受け、令和6年1月から月額27,980円が支払われることとなり、同年4月下旬に、同年1月分の特別障害者手当27,980円(本件手当)が支払われることとなったことが認められる。

そして、処分庁は、請求人から提出された本件申請書(本件収入申

告)に基づき、本件手当の全額(27,980円)を収入として認定することとし、同月の収入認定額を、従前の183,275円に27,980円を加えた211,255円へ変更する保護変更(本件処分)を行ったことが認められる。

次官通知によれば、恩給、年金等の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとし(第8・3・(2)・ア・(7))、例外として、「心身障害児(者)、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭」のうち、支給対象者1人につき8,000円以内の額(月額)については、収入として認定しない取扱いが定められているところ(同・(3)・ケ)、同通知第8・3・(3)・コ、ス、セ、ソ、タ、チ及びテに掲げる収入として認定しない事項において、支給の根拠となる具体的な法律名が限定列举されていることに鑑みれば、同通知における「条例等に基づき定期的に支給する金銭」に法律に基づき支給する金銭が含まれると解することはできない。むしろ「条例等」に基づき支給される金銭とは「条例又は予算措置」に基づき支給される金銭(次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)参照)を指すものと解するのが相当である。そうすると、本件手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「特児法」という。)に基づき支給される金銭であり、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給するものに該当しないから、上記の収入として認定しない取扱いが定められている金銭には該当しない。

以上のことから、請求人が本件手当を受給したことに伴い、処分庁が本件手当の全額について収入認定したことは、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえる。よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、本件処分には理由不備の違法がある旨を主張する。

しかし、本件処分は、請求人が本件手当の受給を申告した本件申請書に基づき行われたものであり、本件処分に係る保護変更決定通知書には、保護変更の理由として、「年金・手当等の変更」のほかに、「〇〇さんの特別障害者手当を認定します」と記載されているのであるから、本件処分に係る事実関係は明らかというべきであり、理由付

記に不備があるということとはできない。

- (2) 請求人は、第3・2のとおり、本件手当について次官通知の適用を否定することはできず、東京都における福祉的給付金の特例的取扱いが適用されるべきである旨主張する。

しかし、上記2のとおり、次官通知において、収入として認定しない取扱いとされる「地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭」には、法律に基づき支給される金銭が含まれると解することはできないから、特児法に基づき支給される本件手当に次官通知を適用すべきであるとする請求人の主張は採用できない。

また、都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的な取扱いの承認を受けているところ(1・3)、本件手当は上記の各手当のいずれにも該当しないから、請求人の主張は認められない。

なお、請求人は特別な取扱いが必要な場合に該当することについて、厚生労働大臣に情報提供すべきである旨も主張するが、本件手当は局長通知第8・2・(6)・イに定める特別な取扱いが必要な場合に該当しことは上記のとおりである。

- (3) 請求人は、第3・3のとおり、法80条の返還免除の検討がなされていない旨主張する。

しかし、同条の適用は、被保護者の実状に応じ保護の実施機関の裁量に委ねられるところ、同条におけるやむを得ない事由とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であるとされている(1・4)ことを考慮すれば、本件は、単に最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後になって明らかになったにすぎず、同条には該当しないことから、請求人の主張には理由がない。

以上のことからすれば、請求人のいずれの主張も、本件処分を取り消す理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われ

ているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己